

生徒心得

I 服装・頭髪・履物等

1 服装について

- (1) 服装は、清潔で高校生らしい品位を保つよう心掛ける。
- (2) 制服は、本校指定のものとし、改造等の手を加えないこと（P15、16図参照）。
- (3) 登下校の際(休業日も含む)は、制服とする。ただし、部活動については、練習・活動に適した服装でもよい。
- (4) 見学旅行、対外行事に参加の時も原則制服を着用する。
- (5) 行事等で指定ジャージなどの着用の指示があった場合は、それに従う。
- (6) ストッキング、タイツは黒かうすだいいい色のものとし、ソックスは白・黒・紺・灰色の無地のものとする。レッグウォーマーの着用は認めない。
- (7) 寒い場合については、男子は学生服を着用すること。学生服を着用せずに、ウインドブレーカーなどの上着を着ることは禁止する。カーディガンは、女子に限り防寒着として、指定のものを制服の上に着用することができる。ただし、儀式的行事などでは着用しない。
- (8) 防寒着は、千歳高校生として品位を保つものを着用する。
- (9) やむを得ない事情で、一時的に制服を着用できない場合は、異装届を担任に提出し許可を得る。

2 頭髪について

- (1) 清潔を保ち、清楚で華美にならないようにする。
- (2) パーマ、染色、脱色、付け毛、カツラ、極端な髪型など特殊なことはしない。

3 履物について

- (1) 上靴・体育用外靴は、学年ごとに指定したものを用いる。
- (2) 通学には華美なものを着用しない（サンダル、ハイヒール等は禁止する）。

4 装身具等について

- (1) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等の装身具をつけない。
- (2) 口紅、アイシャドウ、マスカラ、ファンデーションなどの化粧やマニキュアをしない。薬用のリップや日焼け止めなどでも色付きのものは使用しない。

II 校内生活

1 登校・下校について

- (1) 登校時間は、8時25分までとし、下校時間は17時00分までとする。
- (2) 課外活動や部活動等で居残る場合は、原則として責任教諭が付き、活動する。
※17：00以降は定時制の時間帯になる。その時間以降は生徒玄関及びホールで大きい声での会話やピアノの使用は禁止する。

- (3) 休業日の部活動や講習等での登校は、原則として顧問・担当教諭が付き、その指示を守って活動する。
- (4) 交通法規や道徳を守り、事故の未然防止に努める。特に、列車やバスで通学する際は、乗降・車中の態度に気をつけ、他人に迷惑をかけない。
- (5) 自転車の通学については、自転車通学届、駐輪場使用願等の手続きをする。
- (6) 冬期間は、自転車を使用しない。
- (7) 身分証明書（生徒手帳）は、常に携行する。

2 欠席・遅刻・早退について

- (1) 事前にわかっている場合は、生徒手帳の連絡欄に理由を記入して担任に届け出る。
- (2) 当日欠席、遅刻の場合は、保護者から担任へ、電話で連絡する。
- (3) 体調不良などで早退する場合は、担任に申し出て、許可を得て早退する。担任から保護者へ連絡を取る。
- (4) 遅刻の場合は、職員室で入室の手続きをし、授業教室に行き、教科担当の先生に入室届の用紙を渡す。

3 玄関及びシューズロッカーについて

- (1) シューズロッカー前の上がり口は土足厳禁とする。
- (2) シューズロッカーは大切に利用し、靴の収納については上段を上靴とする。
- (3) シューズロッカー内には、靴以外のものは置かない。
- (4) 冬期間で、シューズロッカーに入らないブーツ等は、ビニール袋に入れて教室内のロッカーに置く。
- (5) シューズロッカーの鍵の使用は希望者のみとし、担任に申し出る（紛失時の合い鍵作成費用は自己負担）。

4 私物の管理について

- (1) 学校には、学習・部活動に必要な無いものは持参しない。やむを得ず貴重品を持参した場合は、自己管理をしっかりとし、場合によっては担当の先生に預ける。
- (2) 許可されたもの以外の教科書や私物は校内に置いたままにしておかない。
- (3) 遺失物・拾得物は、速やかに担当の先生に届け出る。

5 教室内について

- (1) 整理整頓に留意し、学習しやすい環境づくりに努める。
- (2) ジャージ、柔道着は袋に入れておく。
- (3) 窓枠に座ったり、身を乗り出したりするなどの行為は危険なので絶対にしない。
- (4) 選択授業等で教室が空く場合は、節電や窓・戸を閉めることに留意する。
- (5) ゴミは分別してゴミ箱に捨てる。
- (6) 傘は、生徒玄関に置かれたクラス別の傘入れに収め、朝のHR終了後、クラスの係生徒が教室に運ぶ。放課後、傘入れを空にして所定の位置に戻す。

6 休み時間の過ごし方について

- (1) 昼食は、教室・校地内の指定された場所で食べる。
- (2) 昼休みに体育館を利用する場合は、時間を守り、体育科の先生の指示に従うこと。ボール等の貸し出しはしない。
- (3) 無断で体育施設及び部活動用具を使用しない。
- (4) 体育館・グラウンド以外（教室・廊下・ホール・中庭等の場所）でのボールの使用を禁止する。
- (5) 1階ホールのピアノは、昼休み・放課後（17：00の下校時間まで）の時間帯で、自由に使用できるが、周囲や行事等に配慮し、後始末をきちんとする。

7 通信機器等使用の約束事

【学校としてのスタンス】

スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等(以下「通信機器」)は、便利なツールであり、現代社会においては必要不可欠なツールになっている。その通信機器を正しく使うために、校内では以下のルールを定める。

1. 校内での通信機器の利用は、教員の指示により利用することを原則とし、それ以外の利用については、緊急時の連絡など必要最小限の利用にとどめること。
2. 教員の指示により利用する場合を除き、電源を切り、カバンに入れるなど、見えないようにする。
3. 緊急時の連絡などの必要最小限の利用の際は、各フロアの談話コーナーで利用し、教室内や廊下では使用しないこと。放課後については、生徒玄関ホールでの利用も認める。
4. 「ながら」の利用はしないこと。
歩きながら（校内だけでなく登下校中も含む）、自転車に乗りながら、イヤホンで音楽を聴きながら等の利用の仕方はしないこと。
5. 校内のコンセントからの充電はしないこと。
6. ゲーム機能は、校内で使用しないこと。
7. 校内でのイヤホンの使用は、原則しないこと。

8 校舎・その他の施設の利用について

- (1) 放課後に教室を使用する場合は、その教室の管理責任者の許可を得る。
- (2) 下校時間をこえて校舎施設や備品等を使用する場合は、事前に担当の先生に届け出て許可を得る。
- (3) 校舎及び校内の施設・設備は大切に取り扱い、誤って破損した場合は直ちに先生に届け出て指示を待つ。
- (4) エレベーターの利用は、車椅子・松葉杖・怪我などで階段歩行が困難な者に限り使用できる。また大量の物品運搬などで、必要なときは教員の指示に従い使用できる。

9 校舎内全般について

- (1) 校内でガムは噛まない。
- (2) 廊下、階段、体育館での飲食をしない。
- (3) 平常時における非常口の開閉はしない。
- (4) 吹き抜けや教室の窓から、物やゴミを落下させない。
- (5) 車椅子専用トイレは、車椅子を使用する生徒以外は立ち入らない。
- (6) 排煙窓の開閉ボタンには、非常時以外は手を触れない。
- (7) 校内での文書配布・ポスターなどの掲示は、事前に生徒会担当の先生に届け出て許可を得る。
- (8) 集会や行事を催す場合は、事前に生徒会担当の先生に届け出て許可を得る。その際、指導顧問を必要とし、校内で行うことを原則とする。

10 部活動について

- (1) 活動する時は、顧問の指示に従う。
- (2) 活動場所は顧問会議で調整決定する。お互いに協力し、環境整備に努める。
- (3) 校内の施設・設備の利用は、部が借用し使わせてもらっていることに留意する。
- (4) 体育科・各教科の用具教材を部活動で使用しない。
- (5) 部活動終了後、用具の整理整頓と清掃をしっかり行い、次の部活や翌日の授業に迷惑をかけないように十分注意する。
- (6) 私物は、活動場所に持参し教室内に残さないようにする。
- (7) 部活動の更衣は、基本的には更衣室、部室を使用する。
(体育系は更衣室や部室など。文化系はそれぞれの活動場所)
- (8) 部室内の清掃及び整理整頓に努めること。また、部室に保管できる物は部活動に関する用具のみとし、教科書などの私物は置かない。
- (9) 部室を持たない部については、各顧問の指示に従う。
- (10) 帰宅時には、部長などの責任者がドア・窓の施錠や消灯の確認を行う。
- (11) 体育館前冷蔵庫については、部同士で協力して利用する。

Ⅲ 校外生活

1 校外の生活態度について

- (1) 服装、態度、行動には充分留意し、品位と責任を保持できるように心掛ける。
- (2) 夜間の外出はできるだけ控え、遅くとも21時までには帰宅する。
やむを得ず遅くなる場合は、保護者の同伴を原則とする。
- (3) 友人宅に外泊することは控える。やむをえない場合は保護者の承認を得る。
- (4) 生徒間の交際は、お互いの人格を尊重し、節度を守り、良識を持つよう心掛ける。
- (5) 男女交際には、他人の誤解を招くような行動を慎み、節度を保った健全なものとする。

2 出入り禁止の場所について

- (1) パチンコ・スロット・麻雀・成人向け映画館などの各種遊技場の出入りを禁止とする。
- (2) スナック・居酒屋など酒を主として提供する店など高校生としてふさわしくない場所への出入りを禁止する。

3 野外活動について

- (1) 冬山登山は、禁止する。
- (2) 夏山登山、海水浴、キャンプなどは、保護者もしくは保護者が認めた成人が同行することとし、その内容を事前に届ける。

4 アルバイトについて

- (1) やむを得ずアルバイトを行う場合は、(2)の心得を理解し、保護者の承認を得て行うこと。また、所定のアルバイト届を学校に提出すること。なお、アルバイト届けの提出は、年度ごとに行うこととする。
- (2) アルバイトの心得 順番の変更と追加
 - (ア) アルバイトの必要性について、保護者とよく話し合いをすること。
 - (イ) 千歳高校の生徒としての自覚を忘れないこと。
 - (ウ) アルバイト先については、労働基準法に基づき出入禁止の場所は避け、高校生にふさわしいところであること。
 - (エ) 学校生活を中心に考え、学習や部活などに支障がないようにすること。
 - (オ) 実施にあたっては、休日・長期休業中が望ましく、21時までには帰宅できる時間帯で行うこと。
 - (カ) 考査1週間前及び考査期間（最終日は除く）のアルバイトは禁止する。

5 運転免許の取得について

- (1) 在学中の運転免許の取得については、禁止する。ただし、3年生は冬休みより、普通自動車免許の取得することが可能である。なお、就職内定者においては、保護者の責任の下、後期中間考査終了後から始めることができる。
- (2) 手続きは、保護者・担任の承諾を得たのち、下記の手続きを取り学校長の承認を得る。
 - (ア) 校内自動車学校説明会の出席
 - (イ) 普通自動車免許取得願の提出
 - (ウ) 普通自動車免許取得許可証の受け取り（自動車学校へ提出）